

令和7年第18回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 令和7年9月18日(木) 午前10時00分
- 2 閉会日時 令和7年9月18日(木) 午前11時00分
- 3 場 所 渋谷区役所4階教育委員会室
- 4 出席者

(委員)

教育長 伊藤 林太郎
委員 大日方 邦子
委員 田丸 尚稔

委員 平岩 国泰
委員 加藤 良太郎
委員 松本 理寿輝

(事務局職員)

教育委員会事務局次長
教育政策課長
未来の学校担当課長
未来の学校担当課長
学務課長
教育指導課長
教育センター所長
地域学校支援課長

篠原 保男
齋藤 貢司
堀江 崇
岡部 尚徒
横手 麻理
安部 忍
間嶋 健
山上 ますみ

(書記) 島田 直子 福徳 友理香

- 5 会議の概要 別紙のとおり

協議

- (1) 渋谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書について（教育政策課長）

[資料1：令和7年度渋谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（評価対象：令和6年度）]

報告

- (1) 令和8年度渋谷区立幼稚園・渋谷区幼保一元化施設園児募集について（学務課長）

[資料2：令和8年度渋谷区立幼稚園・渋谷区幼保一元化施設園児募集について]

- (2) 令和7年度全国学力・学習状況調査結果について（教育指導課長）

[資料3：令和7年度全国学力・学習状況調査結果報告]

その他

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（教育指導課長）

- (2) 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（教育指導課長）

- (3) 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（教育指導課長）

議事運営等

- 令和7年第18回教育委員会定例会を開会
- 議事録署名に田丸委員を指名

■ 教育長報告要旨

○ まず、各中学校において来年度の新入生に向けて、学校説明会が実施されており、今月20日までに全8校にて実施予定である。青山キャンパスへ移転した広尾中学校・松濤中学校や、建て替えの影響の可能性がある原宿外苑中学校・鉢山中学校においては、教育委員会事務局からも説明を行っていく。9月6日には原宿外苑中学校の学校説明会が実施され、建て替えのスケジュールが後ろ倒しになっている影響について、参加者へ説明を行った。次に、9月8日に第1回渋谷区立学校建て替えロードマップ改定検討委員会を開催した。建設業界のひっ迫した状況により、工期の遅れが見込まれることから、ロードマップの見直しの検討が必要になっている。委員として建設業界の学識経験者、学校関係者、町会関係者などに御参加いただき、御意見を伺った。今後数回にわたって委員会を開催し、今年度中にロードマップの改定を行う予定である。

◆ 協議 1

渋谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書について

—◇ 説明要旨 —————

(※別紙資料1に基づき教育政策課長が説明)

○ 「令和7年度 渋谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書」案について説明する。5月22日の定例会において決定いただいた事業について、7月31日に学識経験者からいただいた意見を取まとめたものを協議するものである。なお、学識経験者からの意見については、既に、本人の確認をいただいたものとなっている。報告書案の概要について説明する。今回の報告書は、令和6年度実施の事業を点検・評価の対象としている。目次に続き、報告書1ページは、例年同様、趣旨を記載し、実施方法については、2ページ(1)に記載のとおり、基本構想、長期基本計画、実施計画等における主要施策のうち、17事業について点検・評価を行うことを記載している。なお、事業等については、5月22日開催の第10回教育委員会定例会で、御協議いただいたところである。(3)のとおり、今年度は、学校法人文化学園理事長清木孝悦先生と、國學院大學人間開発学部子ども支援学科教授鈴木みゆき先生にお願いし、意見を頂いている。3ページには、令和6年度の渋谷区教育委員会の活動における特徴的な取組として、「新たな学び」の実現に向けた、児童・生徒が主体的に学ぶ環境の整備、服部栄養専門学校と連携した「渋

谷ワンダフル給食プロジェクト」、総合的な学習の時間を拡充させた探究「シブヤ未来科」、教育相談、不登校児童・生徒への支援の充実、放課後クラブの取組について述べている。4ページには、渋谷区教育大綱を掲載し、5ページから9ページにかけて、令和6年度における渋谷区教育委員会の教育目標と重点的な取組を記載している。10ページには、対象事業について、基本構想等を踏まえて記載しており、表の項目は、長期基本計画、実施計画の項目、事業名及び所管を記載している。11ページ以降は、点検・評価シートである。点検・評価シートについては、これまで教育委員から指摘いただいた点を踏まえ、見直しを図っている。今後の流れであるが、本日御協議いただき、その結果を踏まえて、10月16日の定例会に議案として提出させていただきたいと考えている。

—◇質疑応答

(教育長)

○点検・評価シートには、「何をどれだけ実施したか」といった実施量の指標が並んでいるが、現在区長部局と連携しながら進めている未来の学校プロジェクトでは、子供や先生へのアンケートなどを通じて得られるアウトカム指標を活用し、個々の施策ごとの評価ではなく、全体の成果を評価していく方針である。

(田丸委員)

○学識経験者からいくつかの事業においては、成果の捉え方が難しいという御意見をいただいている。主体的な活動を目標としていることから、どの事業が主体的な活動に繋がったのかを選択してもらうなど、何らかの評価を工夫して取り入れていく必要がある。子供たちの能力を点で評価するのではなく、全体を横断的に評価するとともに、個々人の縦断的な変化を見るために継続的な評価を行うことが望ましい。

(平岩委員)

○実施量も分かりやすい指標ではあるが、渋谷区教育大綱に掲げる「未来の学校で大切にす、7つの力」に関しどのような成果があったのかという点も加えて見ていきたい。

(松本委員)

○以前と比べて見やすくなったと感じた。これまでの指標や課題など、全体の状況が把握しやすくなっている。また、各学校の先生方の努力が伝わってくる報告書になっている。

—◇議事結果 —————

○協議終了とする。

◆報告 1

令和 8 年度渋谷区立幼稚園・渋谷区幼保一元化施設園児募集について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料 2 に基づき学務課長が説明)

○令和 8 年度渋谷区立幼稚園・渋谷区幼保一元化施設園児募集について報告する。初めに、「1 入園資格」についてである。区内居住者で保護者が園児を送り迎えできることとし、4 歳児及び 5 歳児について記載している。次に、「2 幼稚園募集人員」についてである。各園の募集人員は、表のとおりである。4 歳児は定員の 30 人、5 歳児は定員の 35 人から 9 月 1 日現在の 4 歳児の在園児数を差し引き、人数を設定している。次に、「3 預かり保育」についてである。在園する園児であれば、事前申込みにより、保護者の就労の有無に関係なく利用できる。次に、「4 幼保一元化施設募集人員」については、表のとおりである。幼保一元化施設 5 歳児については、3 月の時点で空きがある場合のみ、子ども家庭部にて追加募集を行う。次に、「5 申込み」についてである。10 月 16 日及び 17 日の両日、入園を希望する幼稚園又は幼保一元化施設において申込みを受け付ける。次に、「6 入園児健診」については、記載のとおりである。最後に、「7 対象者への周知」についてである。区ニュース 10 月 1 日号及び区ホームページに掲載するとともに、10 月 1 日から募集案内を各窓口などで配布する。

—◇質疑応答 —————

(松本委員)

○各園の募集の発信方法には、どのような手段があるか。

(学務課長)

○区ニュース、ホームページのほか、渋谷区公式 LINE 及び X (エックス) にて周知を行う予定である。

(松本委員)

○募集情報だけでなく、日頃の園の様子も発信することで、より多くの保護者の方に関心を持っていただき、検討していただけるのではないかと。

—◇議事結果 —————

○了承する。

◆報告 2

令和7年度全国学力・学習状況調査結果について

◇説明要旨

(※別紙資料3に基づき教育指導課長が説明)

○令和7年度全国学力・学習状況調査結果について報告する。本調査は、義務教育における機会均等の確保及びその水準の維持・向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力及び学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的として、国により実施されているものである。また、学校においては、児童・生徒への教育指導及び学習状況の改善・充実に資することを目的としている。令和7年度の調査は、小学校第6学年の児童及び中学校第3学年の生徒を対象として、4月17日に実施された。教科は、小学校においては国語・算数・理科、中学校においては国語・数学・理科の3教科である。なお、理科は3年に一度の実施である。本年度の主な特徴としては、第一に中学校理科においてCBT(Computer Based Test)方式が導入されたこと、第二に生徒質問紙においてランダム出題方式が試行されたこと、第三に多様な生徒の状況を把握する観点から、家庭での使用言語に関する設問が新たに設定されたことが挙げられる。本年度における渋谷区立小学校の国語及び算数の平均正答率は、東京都及び全国の平均を上回る結果となった。小学校理科においても、全国平均を上回る正答率であった。中学校においては、国語及び数学が全国平均を上回った一方で、理科は東京都及び全国のいずれの平均も下回る結果となった。まず、小学校の結果についてである。記述式設問においては、全国及び東京都と同様に正答率が低く、論理的な記述力及び表現力の育成が今後の課題である。右下の折れ線グラフは、都及び区の平均点を個人の得点として換算した場合の偏差値の推移を示しており、令和3年度から7年度までの経年変化を表している。偏差値は都の平均を上回っているが、令和5年度以降は低下傾向にある。国語と同様に、算数においても記述式設問の正答率が他の形式に比して著しく低い状況である。記述式問題の具体例は10ページに掲載されている。偏差値については、国語と同様に都の平均を上回っているが、令和6年度以降は低下傾向にある。次に、理科の結果について述べる。記述式設問においては、全国及び東京都と同様に正答率が低く、論理的な説明力及び表現力の強化が求められる。次に、中学校の結果についてである。中学校国語においては、記述式問題における無解答率の高さが顕著であり、記述に対する抵抗感や自信の欠如が課題として挙げられる。偏差値は、昨年度より東京都の平均を上回る結果となった。次に、数学である。関数や証明など、応用的かつ論理的思考を要する問題において正答率が低く、記述式問題における無解答率も高い傾向にある。偏差値は東京都の平均を下回り、昨年度から低

下している。次に、中学校理科である。特に地球に関する領域及び記述式問題において正答率が低い傾向が見られる。本調査では、中学校理科のみＣＢＴ形式で実施され、ＩＲＴスコアが用いられた。ＩＲＴスコアとは、「ＩＲＴ（項目応答理論）に基づき、各設問の正誤パターンから学力を推定し、スコア化する」ものであり、５００を基準とする得点で表される。ＩＲＴバンドとは、ＩＲＴスコアを１から５の５段階に分類したものであり、３が基準、５が最も高いバンドである。この方式により、「どれだけ正解したか」ではなく、「どの程度の難易度の問題に正解したか」に基づいて学力を評価することが可能となる。これにより、同じ得点であっても「易しい問題のみ正解した生徒」と「難しい問題に正解した生徒」との違いを明確にすることができる。また、全国の生徒の結果を共通の基準で比較したり、経年変化を分析したりすることも可能となる。なお、渋谷区のＩＲＴスコアは４９８であり、東京都及び全国の平均を下回る結果であった。３ページ以降には、児童・生徒質問紙調査の結果概要及び学力とのクロス分析等が示されている。ここでは、令和７年度渋谷区教育委員会の教育目標に関連する設問を抜粋し、報告するものである。まず、重点取組１「子ども主体の『未来の学校』づくりの推進」に関する項目である。１９ページ及び２０ページを参照されたい。設問は「授業や学校生活では、友達や周りの人の考えを大切に、お互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいますか」である。小中学生ともに、肯定的な回答が全国及び東京都の平均を上回っており、特に「当てはまる」と回答した児童・生徒の割合が高いことが特徴である。２１ページには、本設問と学力とのクロス分析が示されており、「当てはまる」と回答した児童・生徒ほど、学力が高い傾向が見られる。次に、重点取組２「一人ひとりの“ちがひ”が生きる新たな学び・探究の推進」に関する項目である。５０ページから５２ページまでを参照されたい。設問は「前年度までに受けた授業は、課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか」である。小中学生ともに、肯定的な回答が全国及び東京都の平均を上回っているが、いずれも前年度よりやや減少している。５３ページのクロス分析においては、肯定的な回答をした児童・生徒ほど、学力が高い傾向が示されている。シブヤ未来科のみならず、各教科においても、児童・生徒が主体的に課題解決型学習に取り組めるようにする必要がある。続いて、重点取組３「誰でも安心・安全に挑戦できる教育環境の整備」に関する項目である。６５ページから６７ページまでを参照されたい。設問は「学校に行くのは楽しいと思いますか」である。小中学生ともに、肯定的な回答が全国及び東京都の平均を上回っており、特に「当てはまる」と回答した児童・生徒の割合が高いことが特徴である。総じて、主体的に学びを進めている児童・生徒や、学校生活を楽しいと感じている児童・生徒ほど、平均正答率が高い傾向にあると捉えられる。以上の調査結果及び分析を踏まえ、教科学習及び探究的な学び（シブヤ未

来科)において、児童・生徒が自ら学び方を選択し、主体的に学習に取り組む授業づくりを推進する必要がある。そのために、教員研修の実施や、教育指導課による学校訪問を通じた指導・助言を行っていく所存である。なお、82ページから87ページまでには、参考として注目すべきクロス分析が掲載されているので、参照されたい。88ページ以降には、令和3年度から7年度までの5年間の分析に基づき、令和7年9月10日の定例校園長会において教育長が全国学力・学習状況調査の分析について説明された際の資料が掲載されている。本区が重視するICTの活用・探究学習・子供主体の学校づくりについては、概ね進展が見られること、また、シブヤ未来科の拡充が狭義の学力に対して有意な影響を与えていないことが確認された。一方で、探究学習や子供主体の学校づくりが、自己肯定感や自己調整力の向上、学校生活の楽しさの実感、協働する力の向上に寄与していることが示唆された。

—◇質疑応答

(平岩委員)

○88ページ以降の全国学力・学習状況調査の分析(5年間共通する調査内容から、本区が重点的に取り組む、「ICTの活用」「探究学習」「子ども主体の学校づくり」について経年で比較)において、学力の低下は見られず、自己肯定感が高まっているという結果が得られたことは非常に良かった。この方向性で今後も進めていただきたい。

(教育長)

○校長先生をはじめ、カリキュラムの変化に対して不安を感じていた方もいたと思う。統計データを提示した上で、「今後もこの方向性で頑張っていきましょう」とお伝えした。

(田丸委員)

○客観データだけでなく主観データも合わせて統計を行っている自治体は少ないのではないかと。例えば渋谷区全体でウェルビーイングの指標化が高まっている中、今回のようなクロス分析を教育以外の部署へも共有することで、新たな評価の在り方を学ぶ機会につながるのではないかと。

(大日方委員)

○外れ値となった一校について、原因として考えられることは何か。

(教育指導課長)

○聞き取りの結果によると、他の学年と比べて学力が低い学年であり、意欲の

低さや基礎的な部分の習得が不十分であること、外国籍の児童の在籍が多いことなどが要因として考えられる。

(松本委員)

○学校が楽しいと感じている子供たちが増えていることは喜ばしい。今回の報告内容を区民に情報共有する予定はあるか。

(教育指導課長)

○全国学力・学習状況調査結果の公表していない。探究の時間や未来の学校に関する子供たちの成長の様子は、伝えていきたい。

(教育長)

○探究の時間の成果について、どのように区民の方にお知らせするかは今後検討を進めていきたい。

—◇議事結果 -----

○了承する。

◆その他

(1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

—◇説明要旨 -----

(教育指導課長)

○本改正は、現在、区議会に提出されている「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」に伴い、規定の整備を行うため、規則の一部を改正するものである。なお、本改正については、前提となる条例案は、9月30日に区議会での議決が予定されている。そのため、当該条例案の区議会での議決をもって、本定例会での議決をお願いしたい。今回の改正は、男女ともに希望に応じて仕事と育児の両立を可能とするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充することを目的に、育児・介護休業法の改正が行われることとなったことを踏まえ、仕事と育児の両立支援制度の個別周知と意向確認により効果的な周知が図られるとともに、両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備を行う改正を行おうとするものである。次に、規則の改正内容について説明する。まず、「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」第14条(年次有給休暇の繰越し)についてである。その年度に付与され使用しなかった年次有給休暇について、翌年度に繰り越すに当たり、前年度の勤務実績が8割以上であることが必要だが、当該勤

務実績を算定するに当たり、部分休業を承認されて勤務しなかった期間も、勤務した日数とみなす旨を規定する。次に、第30条（介護休暇）についてである。第12項において、従来、時間を単位とする介護休暇は正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて承認するものとしていたが、取得可能時間帯の制限を撤廃する。また、時間を単位とする介護休暇と従来年次有給休暇等他の休暇や職務専念義務の免除等とを併用する場合は介護休暇を取り消すこととしていたが、この取扱いについても撤廃する。次に、第30条の2（介護時間）についてである。第30条同様、介護時間も正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて承認するものとしていたが、第2項において取得可能時間帯の制限を撤廃する。また、第3項において、職員の育児休業等に関する条例15条の規定により、「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。次に、第30条の3（子育て部分休暇）についてである。第2項において、第30条の2同様、「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。また、第5項において、第2号部分休業に係る申出をしている職員については、子育て部分休暇を承認することはできない旨を規定する。次に、第30条の8（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）についてである。第1項では、「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」（以下「条例」という。）第18条の6第1項第1号に規定する、妊娠・出産を申し出た職員に対して教育委員会が周知する仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度」という。）を規定する。次に、第30条の9についてである。教育委員会は、出生時両立支援制度と合わせて、制度等の申告先、請求先又は申請先や、育児時短勤務手当等給付に関する必要な事項を職員に対し知らせる旨を規定する。次に、第30条の10についてである。出生時両立支援制度及び後程申し上げる育児期両立支援制度等を周知し、また、職員の請求、申告又は申請に係る意向等を確認するための方法は、面談、書面の交付、電子メール等の送信のいずれかの方法による旨を規定する。次に、第30条の11について、条例第18条の6第1項第3号及び第2項第3号の規定により教育委員会が職員に対して職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして意向を確認する事項は、始業又は終業の時刻、勤務の場所、業務量の調整等と規定する。次に、第30条の12についてである。3歳に満たない子を養育する職員に対して教育委員会が条例第18条の6第2項で定める措置を講じなければならない期間を、子が1歳11月に達する日の翌々日から2歳11月に達する日の翌日までの1年間とする旨を規定する。次に、第30条の13について、3歳に満たない子を養育する職員に対して教育委員会が周知する仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度」という。）を規定する。次に、第30条の14についてである。教育委員会は、育児期両立支援制度と合わせて、制度等の申告先、請求先又は申請先等必要な事

項を職員に対し知らせる旨を規定する。

—◇質疑応答 —————

○なし。

◆その他

(2) 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

—◇説明要旨 —————

(教育指導課長)

○この度の規則の改正は、1点目に、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）の施行により、育児部分休業の日単位での取得が可能となることに伴い、育児部分休業を加える改正を行い、改正に伴う文言整理を行おうとするものである。2点目に、国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令の施行を踏まえ、一時差止処分書における文言整理を行おうとするものである。次に、規則の主な改正内容について、説明する。まず、「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則」第5条（欠勤等日数）についてである。第1項において、育児部分休業を加える改正を行い、第5項において、改正に伴う文言整理を行う。次に、別記第2号様式である。また、附則部分で施行日と経過措置を記載している。改正前及び改正後の別記第2号様式（第9条関係）をご覧いただきたい。「一時差止処分書」中「処分書を受けた日」を、「処分があったことを知った日」に改めるなどの文言整理を行う。

—◇質疑応答 —————

○なし。

◆その他

(3) 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

—◇説明要旨 —————

(教育指導課長)

○この度の規則の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）の施行により、育児部分休業の日単位での取得が可能となることに伴い、育児部分休業を加える改正を行い、改正に伴う文言整理を行おうとするものである。次に、規則の主な改正内容について、説明する。「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則」第5条（欠勤等日数）についてである。まず、第1項において、育児部分休業を加える改正を行い、第5項において、改正に伴う文言整理を行う。次に、第6項・第7項におい

ては、育児部分休業の規定を第6項に加え、第7項から削除する改正を行う。
最後に、附則部分で施行日を記載している。

—◇質疑応答 -----

○なし。

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 伊 藤 林太郎

委 員 田 丸 尚 稔